

【桜川市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	2,365	2,242	1,983	1,850	1,709
② 予備機を含む整備上限台数	2,719	2,578	0	0	0
③ 整備台数（予備機除く）	0	2,242	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	2,242	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	118%	127%	137%
⑥ 予備機整備台数	0	113	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	113	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	5%	0%	0%	0%

（端末の整備・更新の考え方）

令和 2 年度に一括整備した端末の使用開始から 5 年以上経過したため、小中義務教育学校の児童生徒用端末及び予備機の調達・整備を行う。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：2,970 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：100 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：2,870 台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託し、データ消去を行う

○スケジュール（予定）

令和 7 年 12 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 1 月 処分事業者 選定

令和 8 年 2 月 使用済端末の事業者への引き渡し